

第2回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議

(今後の府民税のあり方について)

令和7年3月3日(月)

14時30分～16時30分

自治会館4階自治会館ホール

次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 事

(1)第1回本会議等の結果とりまとめ

(2)次期府民税の方向性について

- ・府民税の継続の必要性について
- ・課税の仕組みについて
- ・市町村交付金の取扱い及び森林環境譲与税との役割分担について

4 閉 会

<配付資料>

委員名簿、配席図

資料1—1 第1回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議 結果

1—2 第1回市町村意見交換会(今後の府民税のあり方について) 結果

資料2 京都府豊かな森を育てる府民税の継続の必要性について

2—1 財政需要に係る検討(案)

資料3 京都府豊かな森を育てる府民税の課税の仕組みについて

3—1 財政需要に対する課税の仕組み(案)

3—2 法人に対する超過課税の導入状況

3—3 京都府豊かな森を育てる府民税の課税方式に係る検討

3—4 他県等の森林整備等に係る課税の考え方について

資料4 京都府豊かな森を育てる府民税 市町村交付金の取り扱いについて
及び国の森林環境譲与税との役割分担について

4—1 府民税市町村交付金と森林環境譲与税の活用状況

4—2 京都府豊かな森を育てる府民税「市町村交付金」「森林環境譲与税
との役割分担」に係る次期方針(案)

4—3 超過課税の市町村交付金等を実施する他府県の状況について

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議 委員名簿

氏 名	分 野	役 職 等
あいこう まさとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
かわかつ たけし 川勝 健志	学識経験者 (税制)	京都府立大学公共政策学部 教授
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者 (環境経済)	京都大学大学院農学研究科 教授
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者 (森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者 (防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務

【五十音順・敬称略】

第2回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議

配 席 図

令和7年3月3日（月）

京都府自治会館4階 自治会館ホール

（席次は五十音順）

栗山座長

○

愛甲委員○

川勝委員○

篠部委員○

○長島委員

○三好委員

○森井委員

--	--	--

○
三好
係長
(司会)

○
塚脇
林業振興
課長

○
青山
技監

○
小瀬
部長

○
柴田
森の保全
推進課長

○
佐藤理事
税務課長
事務取扱

--	--	--	--

○

○

○

○

○

○

○

--	--	--	--

○

○

○

○

○

○

○

○

出入口

第 1 回「京都府森林管理のあり方」検討有識者会議 結果

- 1 日 時：令和 7 年 1 月 8 日（水） 9：30-11：30
- 2 出席者：愛甲委員、川勝委員、栗山委員、篠部委員、長島委員、森井委員
- 3 場 所：京都府公館 第 5 会議室

議事(1)「京都府豊かな森を育てる府民税」のあり方に係る検討の進め方について

- ・資料 1 により、京都府から説明

→意見なし

議事(2)「京都府豊かな森を育てる府民税」の第 2 期の振返り

- ・資料 2 により、京都府から説明

<委員からの主な意見>

- ・大きな災害が起きており、防災・減災対策の重点的な実施として、治山施設などのハード整備も必要だと思うが、森林整備も一体的に実施していくべきと考える。
また、林業の課題である担い手対策は、譲与税を活用し市町村で実施されているが、府全体で考えていく必要があると考える。

議事(3) 主な論点（案）について

- ・資料 3 により、京都府から説明

○論点 1 京都府豊かな森を育てる府民税の継続の必要性について

<委員からの主な意見>

- ・ここ 10 年で、気象条件が変動しており、激甚化する災害への対策の必要を鑑みると、財源を縮小していく時期ではないと考える。近年の気象変動も踏まえ、検討していく必要がある。
- ・防災・減災対策の重要性は今後も増していくと考えるので、規模感の検討をしてほしい。一方で、ほかの人工林整備、木材利用、里山整備についても同様に、規模感が今のままでよいのか検討してほしい。
- ・近年の局地的な雨に対応するためには、府民税による危険木の撤去などの緊急的な対応は必要であるとする。譲与税との役割分担については、市町村には専門職が少なく、両税の使い方がわからないという意見もある。府が引っ張っていく必要があると考える。
- ・今までの検証は事業面の評価であり、今回、税制面の検討を行う必要がある。例えば、現在行っていない法人からの徴収について、今後どうすべきか検証が必要である。
- ・課税額、税額水準の検討のため、財政需要を算出するなど、独自施策として必要な事業の規模を示す資料などを作成する必要があると考える。創設から 10 年たっており、財政需要などの変化を踏まえて、次回の会議で税のあり方を検討する必要があると考える。

○論点２ 京都府豊かな森を育てる府民税 市町村交付金の取り扱い

<委員からの主な意見>

- ・交付金は、森林の少ない市町村では、森林整備に活用できないので、木材利用に活用せざるをえない。そうすると譲与税と使途が重複するのが課題である。
- ・市町村ごとに状況が異なる。森林が多いと防災に対する需要はある。一律配分をどうするのかというのは論点だと考える。申請制・希望制なども検討していく必要がある。
- ・創設時から交付金制度をめぐる状況の変化を踏まえた検討が必要。交付金を扱っているのは、他府県でも少ない。創設時にはニーズがあったかもしれないが、今のようになっているかを検討すべきである。府における森林の整備に係る水準がある場合、その基準を満たすには交付金が財源として必要であれば、制度は継続すべきだが、その交付金の活用方法に課題があるのであれば、方法を見直すべき。

○論点３ 国の森林環境譲与税との役割分担について

<委員からの主な意見>

- ・どちらの財源を何に活用するかといった役割分担に係る議論を明確にするため、府民税、譲与税の各使途を細分化した資料が必要。
- ・減災・防災は、今の時代において、３つの柱の中で最重点課題になっていると考える。財源に限りがある中で、有効な活用を検討していく必要があり、市町村のニーズを把握した上で、必要であれば、市町村へ提案型やメニュー方式で交付することなどの見直しを考えていくべき。
- ・役割分担の方法として、同じ事業であっても、全国的な水準を達成するために必要な経費には国費を充当し、府として独自に設定した目標を達成するために追加的に必要な経費に府民税を充当するという考えもある。
しかし、徴収の方式が同じであり、府民にはどちらかの税だけでよいのではないかという認識はあると思うので、わかりやすい整理・説明は必要であると考える。
- ・譲与税の執行率が低いのに、市町村に府民税を交付するとなると、２つの税を徴収する必要はないのではないかと指摘を受けかねない。市町村において、府民税が必要なのか、またどういった施策に活用するのか整理すべき。

第 1 回市町村意見交換会（今後の府民税のあり方について） 結果

1 日 時：令和 7 年 2 月 13 日（木） 9:30-11:30

2 主な意見

○論点「市町村交付金の取扱い」

- ・継続は希望したい。
- ・大きく減額・廃止されると事業が展開できなくなる。
- ・危険木が身近にない都市部住民にも森林の重要性の啓発も進めていきたい。
- ・里山林での防災減災対策の要望が多く、制度の継続は大前提でお願いしたい。
- ・必要とされる自治体に必要な額が配分される制度は一つの方法と考える。

○論点「両税の役割分担」

- ・譲与額が大きく基金が積み立てられているが、今後、森林経営管理制度に係る森林整備が本格化し、執行できる見込みあり。
- ・譲与税を他の取組に活用すると、本来の趣旨である森林経営管理制度の取組を十分に実施できなくなることを懸念。
- ・役割分担が整理できている市町村がある一方で、山林が少ない市町村では役割分担に苦慮していると認識。
- ・山林に係る里山整備の要望は増えていくだろう。
- ・交付金以外の財源であるふるさと納税なども活用して施策を実施していく必要あり

（参考）市町村における両税の活用実態について

市町村	府民税	譲与税	課題など
A	防災減災施策 木材利用 森林環境教育 等	森林経営管理制度の推進	府民税に対する認知度が低く、更なる普及啓発が必要
B	里山林での防災減災(主) 特用林産物に係る支援 緑の少年団の活動助成	森林経営管理制度の推進	譲与税が基金に積み立てられているので、取組の加速化が必要
C	公共施設での木製品導入 危険木の伐採 森林ボランティアの活動支援	森林経営管理制度の推進 (調査・測量と森林整備を同時に実施)	治山事業などのハード整備は、府での対応を希望
D	公共施設での木製品導入	森林経営管理制度の推進	今後、木製品の需要がなくなった場合の活用方法を懸念
E	森林環境教育の実施	森林経営管理制度の推進 間伐材の流通支援の施策 Jクレジットの創出 等	ハード整備は交付金額が少なく取組が困難

○京都府豊かな森を育てる府民税の継続の必要性について

1 現状・背景

「京都府豊かな森を育てる府民税（以下、府民税という）」の概要

- ・課税期間：5年間（令和3年度～7年度（第2期））
- ・課税額：年額600円（年間税収：約7億円）
- ・徴収方法：個人府民税均等割超過課税として徴収
- ・使途：①森林の整備及び保全、②森林資源の循環利用、③森林の重要性の啓発

2 第1回会議での意見（抜粋）

- ・激甚化する災害への対策の必要性を鑑みると、財源を縮小していく時期ではないと考える。近年の気象変動も踏まえ、検討していくことが必要
- ・防災・減災対策の重要性は今後も増していくと考えるため、規模感の検討が必要
- ・課税額、税額水準の検討のため、財政需要を算出するなど、独自施策として必要な事業の規模を示す資料などを作成する必要

3 今後の方向性

（1）令和8年度～令和12年度の5年間における財政需要

- ・第2期の事業実績・評価を踏まえた財政需要を計算（資料2－1）

（2）次期府民税の方向性案

⇒5年間で合計約224億円の財政需要があるが、既存財源で対応できるのは約188億円であるため、残りの36.3億円（年間7.3億円）については、独自財源が必要であり、課税の継続が必要

財政需要に係る検討（案）

財政需要の考え方

- 京都府の林務関係施策の目指すべき方向性及び目標を公表（基本計画、指針）
- ➡ 財政需要とは、目標を達成するために必要となる施策の事業規模のことをいう

京都府の基本計画・指針

京都府総合計画（R4策定）

- 京都府がめざす方向性について、2040年を展望し、将来構想、基本計画等として明示
- 基本計画では、分野別に概ね4年間（～R8）の取組を明示

京都府農林水産ビジョン（R4策定）

- 京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を具体化し、今後4年間（～R8）で集中展開する取組等を明示（R8以降見直し予定）



京都府森林利用保全指針（R1策定）

- 森林を府民共通の貴重な財産と位置づけ、府民ぐるみで守り育み、次世代に引き継ぐため、「京都府豊かな森を守る条例」を制定（H17）
- 条例に基づき、概ね10年間（～R11）の森林の利用保全のための基本的な方向性を明示

目標値の設定

目 標

山地災害危険地区整備（箇所）
木材生産量（m ³ /年）
適正に管理されている人工林（ha）
木材利用量（m ³ /年）
モデルフォレスト運動の参加人数（人）

- ① 森林の整備及び保全
 - ② 森林資源の循環利用
 - ③ 森林の重要性の啓発
- 3分野での対策が必要

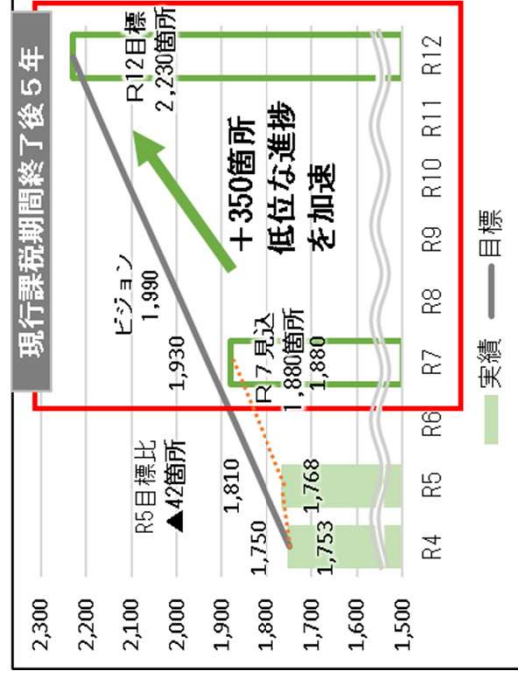
- <施策の基本方向>
- ① 安心・安全で災害に強い森林づくり
 - ② 府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大
 - ③ 健全で多様な森林づくり

現行課税期間終了後5年間（R8～R12）において必要な事業規模を算出

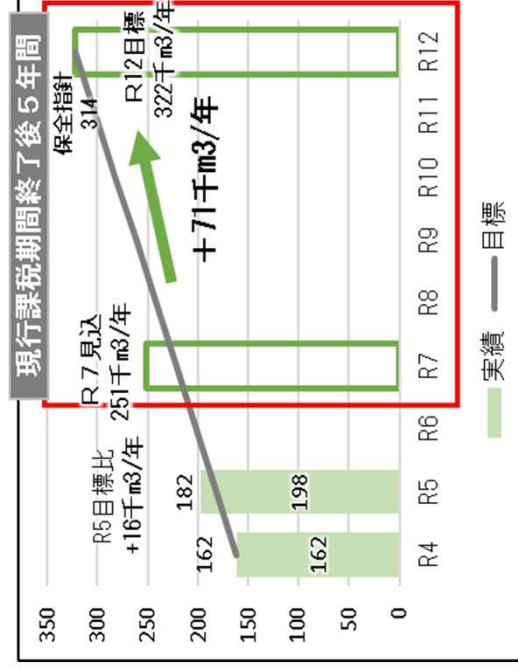
現行課税期間終了5年後(R12年度)の到達目標

山地災害危険地区

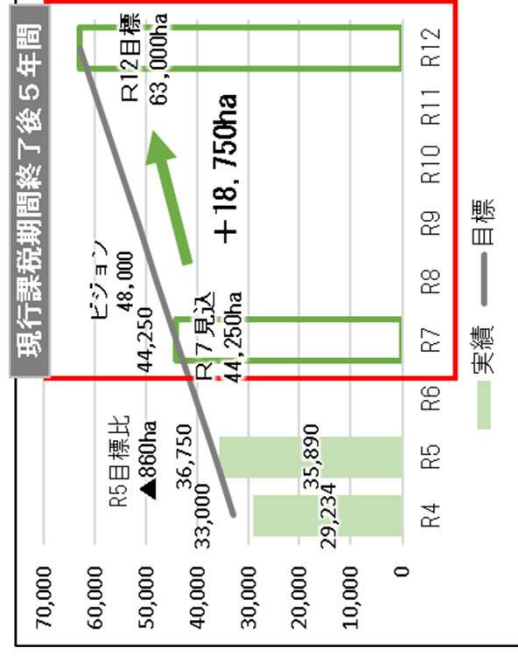
整備箇所(箇所)



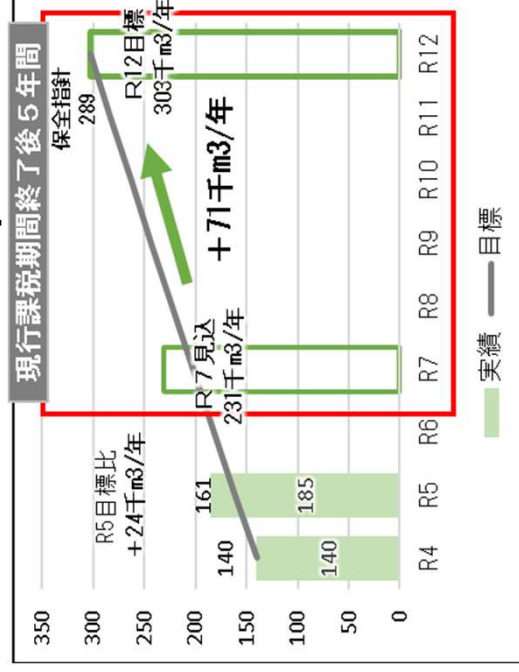
木材生産量 (m³/年)



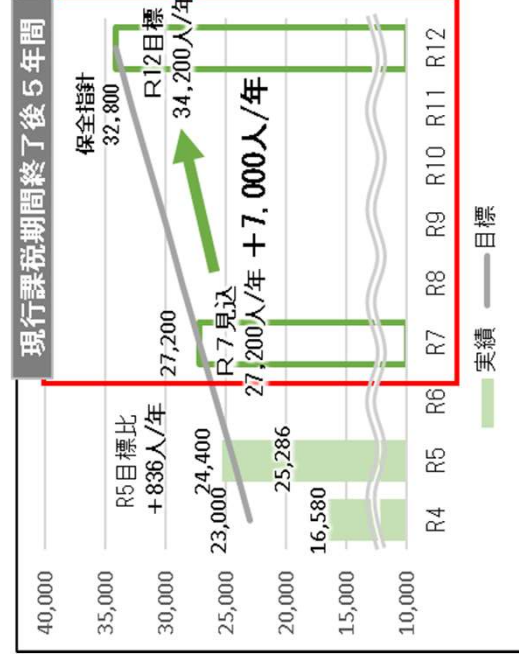
適正に管理されている人工林 (ha)



木材利用量 (m³/年)



モデルフォレスト運動の参加人数 (人)



※ R7：基本計画・方針で示されるR7年度末時点の数値等見込み値
R12：基本計画・方針で示される目標値に伸び率をかけるなどして算出

現行課税期間終了後5年間(R8～R12)において必要となる事業規模(案)

- 京都府農林水産ビジョン等に掲げる目標を達成するためには、引き続き、3分野での対策（森林の整備及び保全、森林資源の循環利用、森林の重要性の啓発）が必要
- 今までの有識者会議での意見・評価を踏まえながら、現行課税期間終了後5年間（R8～R12）において必要となる施策の事業規模を検討

課税期間終了5年後 (R12年度)の到達目標

R7（計画・見込値）⇒ R12（目標値）

山地災害危険地区整備箇所の累計

1,880箇所 ⇒ 2,230箇所
(+350箇所)

その他、近年の気象変動に対応するため、整備済箇所での流水対策や災害復旧に取り組む必要あり

木材生産量

251千m3/年 ⇒ 322千m3/年
(+71千m3/年)

適正に管理されている人工林

44,250ha ⇒ 63,000ha
(+18,750ha)

木材利用量

232千m3/年 ⇒ 303千m3/年
(+71千m3/年)

モデルフォレスト運動の参加人数

27,200人/年 ⇒ 34,200人/年
(+7,000人/年)

主な対策(5年間(R8-R12)の総量)

① 森林の整備及び保全

○ 山地災害防止対策（防災対策）

- ・ 山地災害危険地区の整備 350箇所
- ・ 災害の未然防止対策 200箇所
- ・ 荒廃山地の復旧 100箇所

○ 森林整備 <人工林の整備>

- ・ 主伐 2,253ha
- ・ 再造林 1,172ha
- ・ 利用間伐 14,271ha
- ・ 森林経営管理制度の推進（市町村支援）

② 森林資源の循環利用

○ 木材供給量・需要量の拡大 利用量1.3倍

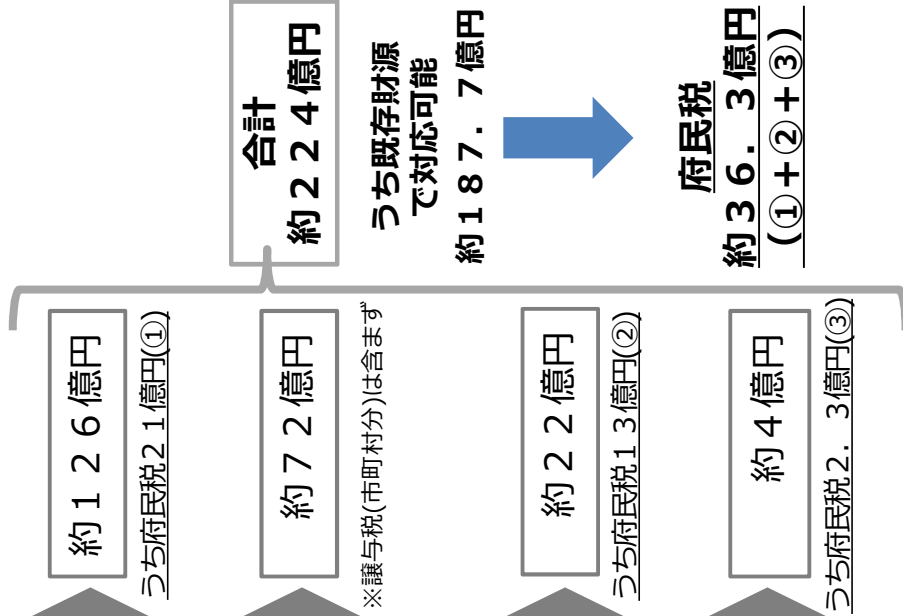
- ・ シンボリックな建築物の木造・木質化
- ・ 民間施設等における府内産木材利用への支援
- ・ 木材需要に対応する加工・流通施設の整備

③ 森林の重要性の啓発

○ 森林の次世代への継承 参加人数7,000人を創出

- ・ 府民参加の森づくりの推進
- ・ 里山林での基盤整備 300箇所

事業規模



※ R7：基本計画・方針で示されるR7年度末時点の数値等見込み値
R12：基本計画・方針で示される目標値に伸び率をかけた値として算出

令和 8 年度～令和 1 2 年度における財政需要一覽

分野	事業内容	金額 (百万円)	対応財源			府民税金額 (百万円)	
			既存※	譲与税	府民税		
①森林整備及び保全		19,777				第2期に 引き続き 重点的に実施	
①-1 山地災害防止対策（防災対策）		12,600					
重点	山地災害危険地区の整備(国庫補助及び府単独事業対象外)	1,500			●		
	溪流における災害の未然防止対策	600			●		
	山地災害危険地区の整備	5,500	●				
	荒廃山地の復旧	5,000	●				
①-2 人工林の整備		7,177					
	再造林をとまなう主伐への補助	135		●			
	再造林の推進（公共事業の上乗せ）	152		●			
	森林経営管理制度を進める市町村への支援	208		●			
	条件不利地の間伐（市町村実施：5,361百万円）	0		●			
	森林組合・林業事業体連携による集約化の支援	70	●	●			
	花粉症対策苗木の安定供給に向けた採種園の整備	37		●			
	間伐、主伐・再造林一貫作業の推進	4,930	●				
	再造林、下刈りの推進	1,429	●				
	境界明確化対策	216	●				
②森林資源の循環利用		2,235					第3期新たに 重点的に実施
重点	シンボリックな木造施設の整備	500			●		
	民間住宅・施設での木造・木質化や木製品導入の推進	625			●		
	公共施設や中大規模建築物での木材利用に向けた体制整備	80			●		
	木材利用に関する府民・企業などの機運の醸成	40			●		
	川上から川下までのサプライチェーンの構築	50			●		
	大規模な加工・流通施設の整備	900	●				
	府内産木材競争力強化に向けた加工・流通施設の整備	40	●				
③森林の重要性の啓発		389				230 (6%) 第2期の割合 (18%)	
	森林等の魅力を発信する各種イベントの開催	15			●		
	京都山キッズ交流会（緑の少年団向けの交流会）	7.5			●		
	京都モデルフォレスト運動の支援強化	37.5			●		
	京都モデルフォレスト運動の推進	24	●				
	里山林の基盤整備、里山学習に対する支援	135			●		
	社寺の森等の保全・継承 に対する支援	135	●				
	特用林産物への府民理解促進	35			●		
全計		22,401				3,625	

※国庫補助金や京都府一般財源

①-1 山地災害防止対策の財政需要（重点分野）

✓ 1時間降水量50mmを超えるような短時間の大雨が頻発するなどの近年の気象変動に対応するため、山地災害危険地区の整備の加速化及び渓流における災害の未然防止対策を推進

～令和7年

令和8年～令和12年（5年間）

今後の必要な施策
今後の課題
事業の成果及び評価

実現するために必要な対策

既存施策			
①-2 山地災害危険地区の整備			
国庫補助事業 (年間事業量)	箇所数 20箇所 事業費 800百万円 (40,000千円/箇所)	箇所数 200箇所	事業費 5,500百万円
府単独事業 (年間事業量)	箇所数 20箇所 事業費 300百万円 (15,000千円/箇所)		
③ 荒廃山地の復旧			
国庫補助事業 (年間事業量)	箇所数 20箇所 事業費 1,000百万円 (50,000千円/箇所)	箇所数 100箇所	事業費 5,000百万円

府民税施策			
①-1 山地災害危険地区の整備 重			
災害防止森林整備事業 (国庫補助事業の対象とならない箇所) (年間事業量)	箇所数 30箇所 (併せて森林整備を実施) 事業費 300,000千円 (10,000千円/箇所)	箇所数 150箇所	事業費 1,500百万円
② 渓流における災害の未然防止対策 重			
(年間事業量)	箇所数 40箇所 (併せて森林整備を実施) 事業費 120,000千円 (3,000千円/箇所)	箇所数 200箇所	事業費 600百万円
※市町村によるきめ細やかな取組も含む			

目標

山地災害危険地区の整備箇所の累計：令和12年度に2,230箇所を達成

財政需要

計12,600百万円

①-1 山地災害防止対策に係る今後の課題等

目標	山地災害危険地区整備箇所の累計：令和12年度に2230箇所を達成	課税期間区切り(R7)
令和3年 1709箇所	令和5年（実績） 1768箇所	令和7年 1,880箇所
		令和12年 2230箇所

府民税事業の成果及び評価

※有識者：
有識者会議での評価

1 山地災害防止対策事業

- ✓ 府民税事業費の6割を防災減災対策に活用して、流木等の原因となる危険木を集中的に撤去するとともに、風倒木跡地の整理・植栽等を行い、森林の防災機能の向上につなげることができた
- ✓ 事業の実施に当たっては、事業の普及・啓発を行い、地域住民等に事業実施が必要な箇所を聞き取るなど危険箇所の把握に努めた

有識者

- ✓ 防災・減災対策については、事業メニューの拡充など、きめ細やかな対応ができており、非常に効果的である
- ✓ 未整備の箇所も依然としてあるため、継続的な実施が必要
- ✓ 単年度の目標は達成できているが、今後は、防災対策をより重点的に進めていくうえで府民税事業で実施すべき箇所やその整備内容について検討していく必要がある

その他有識者会議での評価

- ✓ 災害跡地の植栽樹種は、目標とする森林を見据えて選定することが重要
- ✓ 整備箇所数だけではなく、モニタリングによる追跡調査を行い、質的な評価することも重要

有識者

<事業実績>

森林防災機能強化事業

- R3～R5
- ①山地災害危険地区整備：117箇所
- ②渓流での災害防止：128箇所
- ③災害防止のための森林整備：664ha
- ④地域住民による危険木撤去：75箇所

今後の課題

1 山地災害防止対策事業

- ✓ 国庫事業等の防災対策と併せて、きめ細やかな対応を行うため、引き続き既存事業の採択要件に合致しない箇所での府民税事業による防災・減災対策が必要
- ✓ 府民税事業で実施すべき箇所やその整備内容について検討が必要である

① 山地災害危険地区の整備

- ✓ 災害復旧事業は複数年の継続事業となるため、未整備箇所の対策が鈍化傾向にあるため、事業進捗の加速化が必要である

② 渓流内における災害の未然防止対策

- ✓ 近年の気象変動により、治山事業整備済み箇所でも渓流荒廃が発生し危険木等による災害の恐れがあるため、流木対策が必要

その他災害防止のための森林整備

- ✓ 森林の有する防災機能の保全と強化のため、倒木等の危険木対策や植栽、本数調整等の森林整備は引き続き必要である

【その他課題】

- ✓ 山地災害危険地区の整備について、順次行っているものの、未整備の箇所が依然としてあるため、優先的に事業実施が必要な箇所の抽出を行う必要がある
- ✓ 植栽に当たっては将来的な森林づくりのビジョンに基づき樹種等を選定し、目標とする森林に向けての現状の評価が必要である

今後の必要な施策

1 山地災害防止対策事業

- ✓ 既存事業の採択要件に合致しない危険地区における災害未然防止（府民税）
- ✓ 人家5戸以上の保全対象がある等の危険地区の整備及び荒廃山地復旧（既存）

① 山地災害危険地区の整備

- ✓ 整備箇所 350箇所 ※年間70箇所（2期対策：60箇所/年）

② 渓流内における災害の未然防止対策

- ✓ 整備箇所 200箇所 ※年間40箇所

③ 荒廃山地の復旧

- ✓ 整備箇所 100箇所 ※年間20箇所

その他災害防止のための森林整備

- ✓ ①と②の流域で併せて実施

【優先的に事業実施が必要な箇所の抽出】

- ・航空レーザー測量で得られた精緻な地形情報を元に、山地災害危険地区の見直しを行い、優先的に事業実施が必要な箇所を抽出（既存事業対応R6-R7）
- ・見直した危険地区情報により、地域住民や地域組織へ事業提案（職員対応）

【目標とする森林に向けての現状の評価】

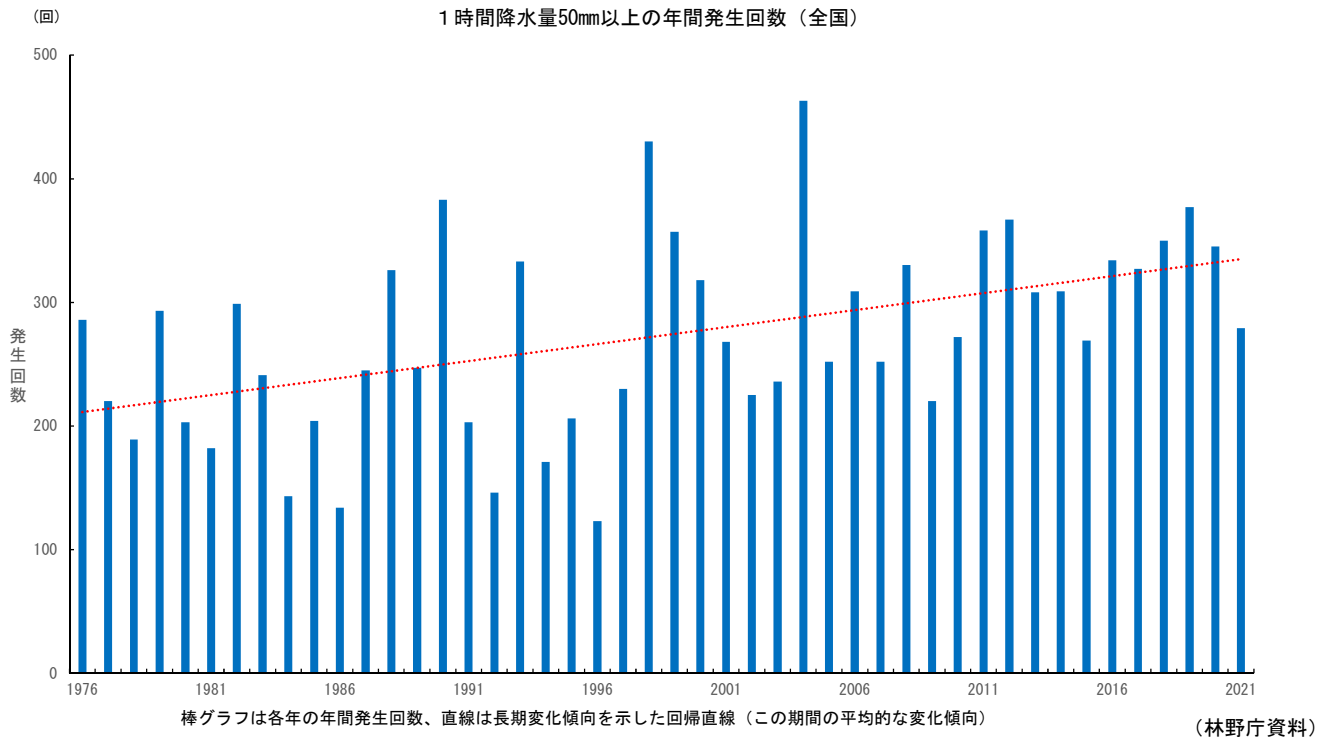
- ・短期的：植栽木の健全度を把握し、保育管理や補植等のは正を実施
- ・長期的：植栽木のほかに周辺樹木の生育状況を踏まえたモニタリングを行い、防災機能を評価（職員対応）

※有識者評価・課題については、主に令和8年度以降に言及するものを抜粋

近年の気象変動への対応について

1時間降水量50mm（短時間強雨の指標としての雨量）を超えるような短時間の大雨の年間発生回数が増加するなど降水形態が変化し、山地災害を誘発するような大雨が各地で発生している。

令和5年8月の台風第7号の被害では、局地的な大雨によって、小規模な谷筋等に急激に水が流れ出し、侵食した結果、山腹崩壊が起き、樹木を巻き込んだ土砂が下流へ流出し、下方の人家等に被害が出た。



近年の京都府の山地災害発生状況

No.	年度	災害名（台風名）	日最大 (mm/24h)	時間最大 (mm/h)	被災 箇所数	流木被害 箇所	被災エリア
1	平成29年度	平成29年9月17日～18日発生台風18号豪雨災害	197	73	12	9	中丹・丹後
2	平成29年度	平成29年10月22日発生台風21号豪雨災害	406	38	17	6	山城・南丹・中丹・丹後
3	平成30年度	平成30年7月7日～9日豪雨災害	303	61	83	51	京都・南丹・中丹・丹後
4	平成30年度	平成30年8月23日～24日発生台風20号豪雨災害	212	75	12	6	京都・南丹
5	平成30年度	平成30年9月7日～10日豪雨災害	194	88	26	18	京都・南丹
6	平成30年度	平成30年9月29日～10月1日発生台風24号豪雨災害	200	40	11	7	京都・南丹・中丹・丹後
7	令和2年度	令和2年7月8日発生豪雨災害	109	19	6	1	南丹・京都
8	令和3年度	令和3年8月14日、15日、17日発生豪雨災害	226	57	11	3	南丹・中丹・丹後・京都
9	令和4年度	令和4年7月3日、9日、19日発生豪雨災害	198	88	7	4	南丹・中丹・京都
10	令和5年度	令和5年6月2日発生梅雨前線豪雨	96	12	3	1	京都
11	令和5年度	令和5年7月13日発生梅雨前線豪雨	95	33	1	0	丹後
12	令和5年度	令和5年8月14日発生台風7号	294	61	96	36	中丹・丹後・京都林務
13	令和6年度	令和6年11月2日発生豪雨災害	169	53	3	0	南丹
合 計					288	142	

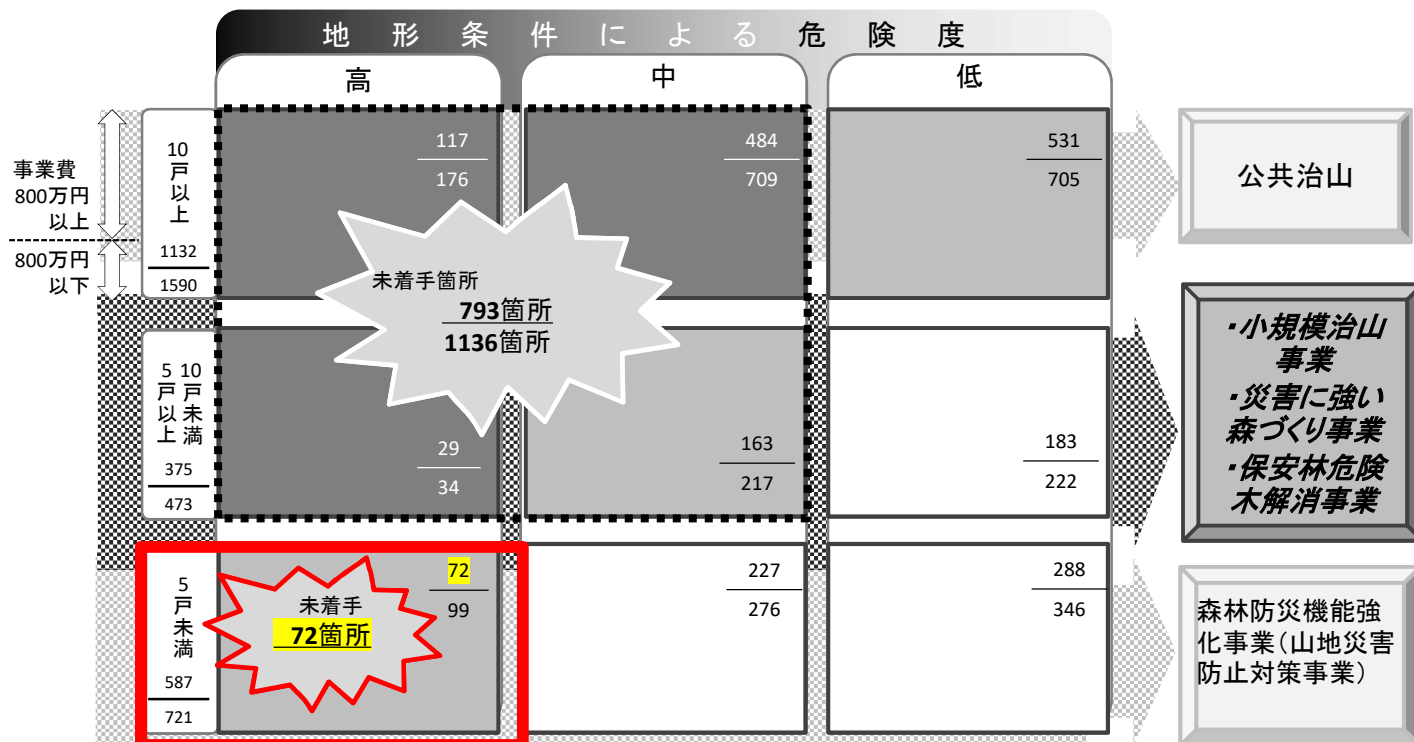
※24時間雨量80mm以上を対象（災害復旧等事業の採択基準雨量）

（京都府森の保全推進課資料）

府民税事業対象範囲

【補足資料】

山腹崩壊危険地区



崩壊土砂流出危険地区



第3期府民税(R8~R12)事業量

国庫補助事業の対象とならない山地災害危険地区のうち未着手の保安林の整備

・山腹崩壊危険地区内: 72箇所及び崩壊土砂流出危険地区内: 78箇所の合計150箇所の整備

①-2人工林整備の財政需要

- ✓ 主伐・再造林による森林資源の循環利用を促進し、木材生産量を拡大
- ✓ 花粉症対策苗木の安定供給と、同苗木を活用した再造林による花粉発生源対策の推進
- ✓ 森林経営管理制度を推進し、手入れ不足の人工林を解消

～令和7年

令和8年～令和12年（5年間）

既存施策	○森林整備対策 ・間伐、主伐・再造林一貫作業の推進（目標（間伐）14,271ha、（一貫作業）688ha） ・再造林、下刈りの推進（目標1,172ha） ○境界明確化対策 ・土地所有者立ち合いによる境界明確化の支援（目標6,400ha）	<u>4,930百万円</u> <u>1,429百万円</u> <u>216百万円</u>
譲与税施策	○森林資源循環利用促進対策（組替） ・主伐の推進（目標2,253ha） 再造林をとちなう主伐への補助（400ha） ※木材生産性の向上を図る場合または10年以上森林経営を継続する場合に限定して補助 ・再造林への補助（目標1,172ha）※公共造林事業の上乗せ 再造林、下刈り、獣害対策経費への補助 ○森林経営管理制度推進対策（集約化と条件不利地の間伐を推進） ・森林経営管理制度を進める市町村への支援（条件不利地の間伐→森林環境譲与税により市町村が実施 5,361百万円） ・森林組合・林業事業体連携による集約化への支援 ※地域全体での境界明確化を実施、一部、国庫補助金（定額）を活用 ○花粉発生源対策（組替） ・花粉症対策苗木の安定供給（目標120万本）に向けた採種園の整備 ※一部、国庫補助金を活用	<u>135百万円</u> <u>152百万円</u> <u>208百万円</u> <u>70百万円</u> <u>37百万円</u>

事業の成果及び評価
今後の課題
今後の必要な施策
実現するために必要な対策

目標

財政需要

木材生産量：令和12年度に32万2千m3
適正に管理されている人工林：63,000ha を達成

計7,177百万円

①-2人工林整備に係る今後の課題等

目標 木材生産量：令和12年度に32万2千³m³を達成

令和3年
16万2千³m³

※有識者：
有識者会議での評価

令和5年（実績）
19万8千³m³

課税期間区切り(R7)

令和7年
25万1千³m³

令和12年
32万2千³m³

府民税事業の成果及び評価

1 再造林の推進

- ✓ 森林資源の循環利用の推進に向け、木材生産の根幹をなす主伐実施箇所における再造林への支援したことにより、面積の増加に繋がったが、林業事業体において主伐及び再造林が活発に行われず、目標値に届いていないことから、さらなる促進が課題である。

有識者
主伐・再造林を進めるには、根本の課題である境界明確化の推進が必要

2 花粉発生源対策

- ✓ 花粉発生源対策の推進に必要となる、少花粉スギの種子を生産する採種園を整備し、生産された種子を苗木生産者へ供給することで、花粉症対策苗木の生産量増加に繋げることができた。

その他有識者会議での評価

- ✓ 森林整備事業を進めていくには、市町村を積極的に支援することが必要
- ✓ 森林環境譲与税との役割分担を行い、府民税の効果的な活用に繋げることが必要

<事業実績>

I 森林の整備

- ・再造林面積：177.44ha
(R3～R5実績)
- ・花粉発生源対策苗木の生産量：8万本

今後の課題

1 主伐・再造林の推進

- ✓ 木材生産量の増加に向け、伐期を超え、路網が整備され集約がされている森林を中心に主伐を推進することが必要
- ✓ 森林資源を循環させるには、主伐後の再造林が確実に行われることが必要
- ✓ 引き続き、資材費が多くを占め経費がかさむ鳥獣害対策や、継続的に行う必要がある下刈りへの支援も必要

2 花粉発生源対策

- ✓ 花粉発生源対策の促進に向け、苗木生産者が花粉症対策苗木を安定的に生産できるように、確実に種子を生産することが必要

3 計画的な間伐の実施

- ✓ 伐期に達していない、集約化され路網が整備されている森林において、搬出間伐を計画的に推進していくことが必要
- ✓ 条件が悪く、放置されている森林について、森林経営管理制度による整備を進めていくことが必要

4 森林の境界明確化

- ✓ 森林所有者が所有する森林の境界を把握できていない、所有者が明確でないことから、整備ができない森林が存在
- ✓ 集約化を進める林業事業体が個々に取り組んでいるため、情報が共有されず、非効率

今後の必要な施策

1 主伐・再造林の推進

- ✓ 木材生産量の増加を図り、森林資源の循環利用を進めるため、主伐・再造林を一層推進する
 - ・主伐 2,253ha
 - ・再造林 1,172ha
- ✓ 鳥獣害対策及び再造林後の下刈りへの支援を合わせて実施

2 花粉発生源対策

- ✓ 花粉症対策に資する少花粉スギ、ヒノキ、特定苗木の採種園を整備し、安定的に種子を生産する
 - ・花粉症対策種子生産量 41kg

3 計画的な間伐の実施

- ✓ 集約化された森林での計画的な搬出間伐の実施
 - ・搬出間伐 14,271ha
- ✓ 森林経営管理制度を進める市町村を支援し、条件不利地の間伐を推進

4 境界明確化による集約化の推進

- ✓ 航空レーザーデータ解析(R6-R7実施)による森林資源情報を活用して、境界明確化を推進し集約化に繋げる
- 役割分担を図るため、人工林整備対策に必要な施策は、譲与税で実施

※有識者評価・課題については、主に令和8年度以降に言及するものを抜粋

②森林資源の循環利用の財政需要（重点分野）

- ✓ 公共・民間建築物等での木材利用の推進や府民・企業等の気運醸成による府内産木材の需要拡大
- ✓ 木材需要の拡大に対応できる府内産木材の加工・流通体制の整備

～令和7年

令和8年～令和12年（5年間）



既存施策

- ①新たな木材需要に対応する大規模な加工・流通施設の整備
- ②府内産木材競争力強化に向けた加工・流通施設の整備

900百万円
40百万円

事業の成果及び評価
今後の課題
今後の必要な施策

実現するために必要な対策

府民税施策

- ①（新）シンボリックな公共建築物の木造・木質化 **（重）**

500百万円

- ②民間住宅・施設での木造・木質化や木製品導入の推進
・府内産木材の利用に対する支援

625百万円

- ③公共施設や中大規模建築物での木材利用に向けた体制整備(組替)

80百万円

- ・自治体・企業等への提案・相談体制の整備
- ・中大規模建築物等へ供給する木材製品の加工体制の構築支援
- ・中大規模木造建築に携わる人材の育成・新技術の普及

- ④木材利用に関する府民・企業などの気運の醸成(組替)

45百万円

- ・府民会議、woodyコンテスト

- ⑤川上から川下までのサプライチェーンの構築(組替)

50百万円

※市町村によるきめ細やかな取組も含む

目標

府内産木材利用量：令和12年度に30万3千m3を達成

財政需要

計2,235百万円

②森林資源の循環利用に係る今後の課題等

目標 府内産木材利用量：令和12年度に30万3千m³を達成

令和3年

○140千m³

令和5年（実績）

185千m³

課税期間区切り(R7)

令和7年

232千m³

令和12年

303千m³

府民税事業の成果及び評価

※有識者：
有識者会議での評価

1 民間施設等での木造・木質化、木製品導入

- ✓ 住宅・民間施設等の木造・木質化、府民が利用する施設への木製品の導入、新たな木製品の開発に対する支援にあわせて、府民や民間企業へ制度周知や普及啓発等を行うことで、木材利用の取組件数が増加し、府民が京都の木を身近に感じる機会の創出や、新たな用途開発に繋がることができた。

- ✓ 広く府民が税の効果を享受でき、木材利用を進める意味でふさわしい事業である
- ✓ 京都の木を身近に感じる環境づくりに寄与しており、木材利用を進めるうえで非常に重要な事業である
- ✓ 木材利用が一層進むよう、府民等に対するPRの継続が必要

有識者

2 その他有識者会議での評価

- ✓ 府内産木材の利用が一層進むよう、府民や事業者等に対する京都府内産木材認証制度の啓発が必要
- ✓ 府民税と森林環境譲与税を棲み分けながら、府民税を有効かつ適切に活用し、事業を実施することが重要

有識者

<事業実績>

II 森林資源の循環利用(R3～R5実績)
・府内産木材の利用：住 宅：414件
非住宅：27件
・木製品の導入：111件
開発：19件

①府民が京都の木を身近に感じる環境づくり

	建物型		木製品型	
	住宅 タイプ	非住宅 タイプ	購入支援 タイプ	開発支援 タイプ
	件	件	m ³	件
R3	102	1201	8	110
R4	150	1,822	6	143
R5	162	1,697	13	213
				55

優良事例表彰・パンフレット・HP作成など

今後の課題

令和4年に施行された「京都府内産木材の利用等の促進に関する条例」の実現に向け、府内の森林資源の循環利用のため、府内産木材の利用を一層促進する必要がある。

1 府内産木材の需要の拡大

- ✓ 住宅着工戸数が減少傾向にある中、
①住宅分野での府内産木材のシェア拡大
②木造率の低い非住宅分野での木造・木質化
③商業施設など多くの府民が利用する施設での木製品導入により、府内産木材の利用を一層促進し、更なる需要拡大が必要

1-2 府民、企業等へのPRによる木材利用への気運醸成

- ✓ 府民が木材の魅力に触れる機会の創出や環境整備により、木材を利用しようとする気運の醸成が必要
- ✓ 民間企業や自治体等に対しシンポリックな建築物での木材利用に向けたPRが必要

2 府内産木材の安定供給体制の構築

- ✓ 需要拡大に向けた府内産木材製品の安定供給が必要
- ✓ 木材の新たな需要に向けた木材の乾燥や集材の製造、プレカット加工など、木材の品質・規格の向上に向けた取組が必要

今後の必要な施策

公共施設をはじめ中大規模木造建築物の整備による木材の魅力のPR

1-1 木材需要拡大に向けた取組

- ✓ 民間住宅・施設での木造・木質化や木製品導入の推進
- ✓ 建築物の木造・木質化を計画する自治体、企業等への提案・助言等のサポート強化
- ✓ 中大規模建築物への利用に向けた原木確保や加工の分担等、事業者の連携調整
- ✓ 木造建築に携わる技術者の育成や木材に係る新技術の普及

1-2 府民、企業等へのPRによる木材利用への気運醸成

- ✓ 多様な主体による木材利用に関する相互の意見交換や情報共有を行う場の創出
- ✓ 府民が木材の魅力に触れ、利用の意義を感じられる機会の提供

2 府内産木材の加工・流通体制の整備

- ✓ 拡大する木材需要に対応できる加工・流通体制整備、木材・製品の品質向上
- ✓ 安定供給に向けた川上～川下までの府内産木材の需給情報の共有体制の構築

役割分担を図るため、森林資源の循環利用に必要な施策は、譲与税を充当せず

※有識者評価・課題については、主に令和8年度以降に言及するものを抜粋

③森林の重要性の啓発（イベント・交流会の実施）の財政需要

- ✓ 関係団体と連携・協力した多様なイベントの開催
- ✓ 京都モデルフォレスト運動の裾野の拡大

～令和7年

令和8年～令和12年（5年間）

既存施策

- ・京都モデルフォレスト推進事業

森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した府民参画・協働による森林づくりの推進

24百万円

府民税施策

実現するために必要な対策

今後の必要な施策
今後の課題
事業の成果及び評価

- ・森林等の魅力を発信する各種イベントの開催（目標 参加者700人/年）
森林学習会や商業施設等での木工ワークショップ開催、他団体主催イベントへの出展

15百万円

- ・京都山キッズ交流会

7.5百万円

府内緑の少年団を対象に、森林内での体験学習を通じて森林や環境について学習する交流会の開催

- ・京都モデルフォレスト運動の支援強化

37.5百万円

森づくり活動に係る助言や技術的指導、活動団体の交流会・研修会等の開催による指導者育成、活動を検討する団体への作業体験等を実施し、活動支援の強化を図る

目標

モデルフォレスト運動の参加人数：令和12年度に34,200人を達成

財政需要

計84百万円

③森林の重要性の啓発（イベント・交流会の実施）に係る今後の課題等



府民税事業の成果及び評価

※有識者：
有識者会議での評価

1 府民参加の森林づくりの推進

- ✓ 森林環境学習や木材を活用したワークショップを開催するとともに、商業施設への展示なども活用し、啓発活動を行うことができた。また、関係機関とも連携し、イベントのPR等について、WEBサイトやSNS等を活用した広報を行った。

- ✓ 森林の重要性の理解促進を進める非常に重要な事業である
- ✓ 関係団体等と協力してさらに拡大し実施いただきたい

2 次世代の育成

- ✓ 緑の少年団の子どもたちを対象に、京都山キッズ交流会を開催し、森林内での活動を通して森林を守り育てることの大切さを伝え、次世代育成を図ることができた。

- ✓ たくさんの参加者があり非常に評価できる

<事業実績>

イベント参加人数（R3～R5実績）
・参加者数：1,742人

今後の課題

1 府民参加の森林づくりの推進

- ✓ より多くの府民の理解促進を図るため、各イベントの継続実施と併せて、集客性の高い他団体主催のイベントへの出展など関係団体との連携を強化していくことが必要
- ✓ 啓発活動を通して、木材利用や京都モデルフォレスト運動の裾野の拡大へとつながることが必要

2 次世代の育成

- ✓ 次世代育成のための取組を継続して実施することが必要

3 京都モデルフォレスト運動の推進

- ✓ 森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した府民参画、府民協働による森林づくり活動を推進する京都モデルフォレスト運動は、着実に取組の輪が広がっており、府民による森林の整備が進んできている。今後も継続して森づくり活動が行われるよう、取組を推進し参画者を増やしていくことが必要

今後の必要な施策

1 府民参加の森林づくりの推進

- ✓ 関係団体と連携・協力し、他のイベントとの連携も図りながら、多様なイベントを開催することでより多くの普及啓発の機会を創出する
- ✓ イベント参加者へ木材利用の実例や、京都モデルフォレスト運動の取組についてPRを行い、木材利用や京都モデルフォレスト運動参画への誘致を図る

2 次世代の育成

- ✓ 京都府緑の少年団連絡会と連携しながら、京都山キッズ交流会の開催を継続して実施する。

3 京都モデルフォレスト運動の推進

- ✓ 活動拠点であり、府民の森林に対する理解を深めるための府民の森の施設整備や森林づくり活動に取組む団体等の活動支援強化を図る。

※有識者評価・課題については、主に令和8年度以降に言及するものを抜粋

③森林の重要性の啓発（普及啓発のための基盤整備）の財政需要

- ✓ 地域住民の活動の場となる地域の身近な森林の保全活動を支援
- ✓ 特用林産物への府民理解の促進

～令和7年

令和8年～令和12年（5年間）

今後の必要な施策
今後の課題
事業の成果及び評価

実現するために必要な対策

既存施策

社寺の森等の文化や歴史的な背景のある森林や樹木の保全・継承 に対する支援
年間30箇所 900千円/箇所

135百万円

府民税施策

地域住民が行う地域の身近な森林の保全活動を支援し、将来に伝える取組を推進

- ・ 里山林の基盤整備や里山学習に対する支援
年間60箇所 450千円/箇所

135百万円

特用林産物への府民理解の促進

- ・ 特用林産物への府民理解促進を図るための講習会の実施等

35百万円

目標

モデルフォレスト運動の参加人数：令和12年度に34,200人を達成

財政需要

計305百万円

③森林の重要性の啓発（普及啓発のための基盤整備）に係る今後の課題等



府民税事業の成果及び評価

※有識者：
有識者会議での評価

1 里山林の基盤整備

- ✓ 里山林整備について、目標を下回ったが、依然として一定のニーズがあり里山保全の取組が着実に推進
- ✓ 里山林の基盤整備で安全に森に入れるようになったことで、住民の里山保全意識が高まり、継続的な活動につなげることができた

有識者
・地域住民による里山林などの保全活動を継続的に行えるよう、支援が必要である

2 社寺の森等の保全

- ✓ 地域住民が、長年守り続けてきた社寺の森や名木古木の保全対策を行うことで、地域の森林文化を将来につなげる取組が進んだ。

有識者
✓ 地域住民による社寺の森などの保全活動を継続的に行えるよう、支援が必要である

<事業実績>

(R3～R5の実績)
ふるさとの里山林保全活動支援事業
里山保全167事業 里山学習9事業
京の森林文化を守り育てる支援事業
122事業（要望197事業から採択）

今後の課題

1 里山林の基盤整備

- ✓ 里山の保全活動を担う地域住民の高齢化や過疎化により、担い手不足が深刻になりつつある。
- ✓ 地域住民だけでなく里山林保全活動が容易に行うことができる里山の基盤整備は、今後ますます重要になることから、引き続き取組を進めて担い手のすそ野を広げていく必要がある。

2 社寺の森等の保全

- ✓ 地域の文化や歴史とともに守られてきた森が、地域住民の過疎高齢化や財政基盤のせい弱さから、自分たちでは管理が出来ないとして、荒廃したり、開発されて失われつつある。
- ✓ かつては地域コミュニティの場であった森を守っていききたいとする地域は多く、毎年、予算を大幅に超える事業要望が寄せられている。（採択率：約63%）
- ✓ 地域の人々の要望に応えることが出来るよう、引き続き取組を進める必要がある。
- ✓ 事業主体へのアンケートでは90%以上の団体が、事業成果があり地域活動の活性化などの波及効果もあったとしたが、今後の継続的な維持管理や未整備箇所の対策に資金面で危惧していることが判明

3 特用林産物への府民理解の促進

- ✓ 国産ワルシの安定供給に資するワルシ園地の拡大のためには、地元関係者の理解が不可欠であり、特に、生産振興に資する普及啓発が必要

今後の必要な施策

1 里山林の基盤整備

- ✓ 地域住民が容易に里山林保全活動を行えるよう、里山の基盤整備対策については継続して支援を行う。
- ✓ 基盤整備を行った里山は、京都モデルフォレスト運動なども関連付けながら、地域住民が里山林保全活動を行えるよう継続的な支援を行っていく。

2 社寺の森等の保全

- ✓ 地域の文化と深く結びついて大切に守られてきた社寺の森や名木古木などの保全については、継続して支援を行う。
- ✓ 事業実施団体に対しても、事業後の経過なども確認しつつ、必要に応じて本事業を活用した継続的な支援を行っていく。
- ✓ 地域の人々にしか知られていない伝承や云われを持つ森が、人知れず失われていかないよう、既存のイベントや府の広報なども活用しながら「京の森林文化」について積極的に情報を発信していく。（既存財源対応）

3 特用林産物への府民理解の促進

- ✓ 生産振興が図られるよう、引き続き、普及啓発活動を実施

※有識者評価・課題については、主に令和8年度以降に言及するものを抜粋

府事業の整理（府民税及び森林環境譲与税）

次期対策については、役割分担を明確化するため、以下のとおり事業を整理。
府民税：山地災害防止対策、森林資源の循環利用、森林の重要性の普及啓発
譲与税：人工林の整備（市町村支援など）

第2期対策（R3～R7）

種類	事業内容
① 森林整備及び保全	
①-1 山地災害防止対策	山地災害危険地区の整備（国庫補助事業等対象外） 溪流における災害の未然防止対策
①-2 人工林の整備	再造林の推進（公共事業の上乗せ） 花粉症対策苗木の安定供給に向けた採種圃の整備
①-3 里山林の整備	ふるさとの里山林保全活動推進事業 京の森林文化を守り育てる支援事業 豊かな森の恵み創造事業
② 森林資源の循環利用	民間住宅・施設での木造・木質化や木製品導入の推進
③ 森林の重要性の啓発	森林等の魅力を発信する各種イベントの開催 京都山キッズ交流会（緑の少年団向けの交流会） 府民の森の整備 京都モデルフォレスト運動の支援強化

次期（R8～）

種類	事業内容
① 森林整備及び保全	
①-1 山地災害防止対策	山地災害危険地区の整備（国庫補助事業等対象外） 溪流における災害の未然防止対策
①-2 人工林の整備	【なし】
①-3 里山林の整備	【なし】
② 森林資源の循環利用	シンボリックな木造施設の整備（新規） 民間住宅・施設での木造・木質化や木製品導入の推進 公共施設や中大規模建築物での木材利用に向けた体制整備 木材利用に関する府民・企業などの機運の醸成 川上から川下までのサプライチェーンの構築
③ 森林の重要性の啓発	森林等の魅力を発信する各種イベントの開催 京都山キッズ交流会（緑の少年団向けの交流会） 府民の森の整備 京都モデルフォレスト運動の支援強化 里山林の基盤整備、里山学習に対する支援（移行） 特用林産物への府民理解促進（移行）

種類	事業内容
① 森林整備及び保全	
①-1 山地災害防止対策	【なし】
①-2 人工林の整備	再造林をともなう主伐への補助 森林経営管理制度を進める市町村への支援 森林組合・林業事業体連携による集約化の支援
①-3 里山林の整備	【なし】
② 森林資源の循環利用	木材利用に関する府民・企業などの機運の醸成 川上から川下までのサプライチェーンの構築 公共施設や中大規模建築物での木材利用に向けた体制整備
③ 森林の重要性の啓発	【なし】

種類	事業内容
① 森林整備及び保全	
①-1 山地災害防止対策	【なし】
①-2 人工林の整備	再造林をともなう主伐への補助 森林経営管理制度を進める市町村への支援 森林組合・林業事業体連携による集約化の支援 花粉症対策苗木の安定供給に向けた採種圃の整備 再造林の推進（公共事業の上乗せ）
①-3 里山林の整備	【なし】
② 森林資源の循環利用	【なし】
③ 森林の重要性の啓発	【なし】

種類	事業内容
①-3 里山林の整備	社寺の森等の保全・継承 に対する支援

○京都府豊かな森を育てる府民税の課税の仕組みについて

1 現状・背景

「京都府豊かな森を育てる府民税（以下、府民税という）」の概要

- ・課税額：年額600円（年間税収：約7億円）
- ・課税対象：個人
- ・徴収方法：個人府民税均等割超過課税として徴収

2 第1回会議での意見（抜粋）

- ・税制面の検討が必要。例えば、現在行っていない法人からの徴収について、今後どうすべきか検証が必要

3 今後の方向性

（1）他県等の森林整備等に係る独自財源の課税の考え方（詳細は、資料3－4）

- ・法人にも課税している事例として滋賀県、法人には課税していない事例として神奈川県及び国の課税の考え方は以下のとおり。

他県等	税名称	課税対象	課税の考え方
滋賀県	琵琶湖 森林づくり 県民税	個人・法人	・森林の持つ公益的機能の恵みを享受している <u>全ての県民（法人含む）が共同して等しく負担</u>
神奈川県	水源環境 保全税	個人	・森林からの受益は、 <u>広範囲とならざるを得ず、その費用は全ての住民が均等に負担</u> ・法人は、 <u>既に法人県民税及び法人事業税の超過課税を負担しており、社会基盤の整備等への取組に貢献していることを勘案し、法人には課税しない</u>
国	森林環境税	個人	・森林整備等による効果は国民に広く及ぶため、 <u>必要な負担は国民が広く等しく分任</u> ・産業界については、 <u>地球温暖化対策のための税（石油石炭税の上乗せ）を負担</u> しており、地球温暖化防止への取組に貢献していることを勘案し、 <u>法人には課税しない</u>

（2）次期府民税の方向性案

- ・施策の特徴を踏まえて、別添のとおり整理（資料3－1）

⇒現行のとおり、個人府民税均等割超過課税600円で実施するのが適当

⇒京都府では、法人府民税法人税割（実施：46都道府県）に加え、法人事業税（実施：8都府県）の超過課税を実施しており、法人は全国の中でも高い負担割合となるなど、府内の社会基盤の整備等への取組に大きく貢献していることを勘案し、法人には課税しないことが適当

財政需要に対する課税の仕組み（案）

資料2-1で示した財政需要のとおり、既存財源だけでは対応することが困難であり、府民税を継続することが適当であり、その課税の仕組みについては、従来と変わらず、「個人府民税均等割超過課税方式」として 600 円の課税とすることが適当と考える。

1 課税の仕組みについて

（１）課税対象

- ・財政需要で検討した独自財源が必要とされる活用使途の「森林整備及び保全」、「森林資源の循環利用」及び「森林の多様な重要性について府民の理解を深めること」により維持・増進される森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受しており、その財源負担について全ての府民が等しく分かち合うことが適当
- ・法人についても、その恩恵を享受するものと考えてのが適当であるが、京都府においては、法人府民税・法人事業税への超過課税を実施しており、全国の中でも高い負担割合となっている（都道府県の法人に対する超過課税の導入状況は資料3-2のとおり）
- ・京都府内の法人は、法人府民税・法人事業税の超過課税の納税を通じて、すでに社会基盤の整備等への取組に大きく貢献していることを勘案し、法人には課税しないことが適当

（２）課税方式（資料3-3により検討）

- ・全ての府民が等しく負担する「均等割」が適当
- ・全府民に一律に税負担を求める方式としては既に個人住民税が存在することから、本税制を活用することで、法定外目的税（※）を新たに創設するよりも、仕組みが簡便、徴税コストも安価となることから、「個人府民税均等割超過課税方式」を採用
※地方団体が独自に、条例で定める特定の費用に充てるために課税する税（例：産廃税など）

【使途の明確化】

- ・個人府民税均等割の超過課税は、使途が限定されない普通税に区分されるため、使途を明確にする仕組みが必要
- 事業の透明性の確保として、事業評価を行い、税収の使途や事業評価を府民に公表することとする。
- 「京都府豊かな森を育てる府民税基金」を設けて、税収を積み立て、各年度の必要となる額を取り崩して事業に充当することで、一般財源とは区別して財源を管理することで、会計処理上の明確化を図る。

2 税額について

- ・財政需要として算出された36.3億円（年間7.3億円）について、「個人府民税均等割超過課税方式」として税率を算出すると以下のとおり

個人：年額600円

（事業費 36.3億円 / 納税対象者 約119万人 / 5年 = 610円）

法人に対する超過課税の導入状況

資料 3 - 2

都道府県	法人道府県民税 の均等割	税の名称 (森林整備に係る名称のみ記載)	法人道府県民税 の法人税割 %	法人事業税 ※ 4	法人 2 税における 超過課税の占める割合 (R5決算ベース) ※ 5	
						順位
東京都			9.4 (1.0) ※ 1	標準税率の5%相当額	9.93%	1
大阪府	均等割の50～100%増※ 2	※森林環境税としての徴収はなし	1.0	標準税率の5%相当額	9.67%	2
京都府		※豊かな森を育てる府民税は個人のみ	0.8	標準税率の5%相当額	8.67%	3
宮城県	均等割額の10%増	みやぎ環境税	0.8	標準税率の5%相当額	8.10%	4
兵庫県	均等割額の10%増	県民緑税	0.8	標準税率の5%相当額	7.67%	5
神奈川県		※水源環境保全税は個人のみ	0.8	標準税率の5%相当額	7.33%	6
愛知県	均等割額の5%増	あいち森と緑づくり税	0.8	標準税率の5%相当額	7.20%	7
静岡県	均等割額の5%増	森林（もり）づくり県民税	-	標準税率の5%相当額	6.21%	8
滋賀県	均等割額の11%増	琵琶湖森林づくり県民税	0.8		2.51%	9
岐阜県	均等割額の10%増	清流の国ぎふ森林・環境税	0.8		2.49%	10
岩手県	均等割額の10%増	いわての森林づくり県民税	0.8		2.42%	11
山形県	均等割額の10%増	やまがた緑環境税	0.8		2.39%	12
徳島県			0.8		2.34%	13
沖縄県			0.8		2.34%	14
群馬県	均等割額の7%増	ぐんま緑の県民税	0.8		2.33%	15
長野県	均等割額の5%増	長野県森林づくり県民税	0.8		2.28%	16
茨城県	均等割額の10%増	森林湖沼環境税	0.8		2.28%	17
石川県	均等割額の5%増	いしかわ森林環境税	0.8		2.26%	18
三重県	均等割額の10%増	みえ森と緑の県民税	0.8		2.25%	19
富山県	均等割額の5～12.5%増※ 3	水と緑の森づくり税	0.8		2.20%	20
愛媛県	均等割額の7%増	森林環境税	0.8		2.19%	21
大分県	均等割額の5%増	大分県森林環境税	0.8		2.16%	22
千葉県			0.8		2.15%	23
佐賀県	均等割額の5%増	佐賀県森林環境税	0.8		2.12%	24
埼玉県			0.8		2.12%	25
香川県			0.8		2.11%	26
奈良県	均等割額の5%増	奈良県森林環境税	0.8		2.11%	27
福島県	均等割額の10%増	福島県森林環境税	0.8		2.06%	28
山口県	均等割額の5%増	やまぐち森林づくり県民税	0.8		2.06%	29
秋田県	均等割額の8%増	秋田県水と緑の森づくり税	0.8		2.05%	30
岡山県	均等割額の5%増	おかやま森づくり県民税	0.8		2.05%	31
栃木県	均等割額の7%増	とちぎの元気な森づくり県民税	0.8		2.03%	32
鹿児島県	均等割額の5%増	みんなの森づくり県民税	0.8		1.99%	33
和歌山県	均等割額の5%増	紀の国森づくり税	0.8		1.94%	34
島根県	均等割額の5%増	水と緑の森づくり税	0.8		1.91%	35
広島県	均等割額の5%増	ひろしまの森づくり県民税	0.8		1.89%	36
北海道			0.8		1.87%	37
鳥取県	均等割額の5%増	豊かな森づくり協働税	0.8		1.84%	38
山梨県	均等割額の5%増	森林及び環境保全に係る県民税	0.8		1.84%	39
宮崎県	均等割額の5%増	森林環境税	0.8		1.82%	40
熊本県	均等割額の5%増	熊本県水とみどりの森づくり税	0.8		1.79%	41
新潟県			0.8		1.64%	42
福井県			0.8		1.57%	43
青森県			0.8		1.55%	44
長崎県	均等割額の5%増	ながさき森林環境税	0.8		1.32%	45
高知県	500円/年	森林環境税	0.8		1.26%	46
福岡県	均等割額の5%増	福岡県森林環境税	0.8		1.09%	47

R7. 2 総務資料及び各都道府県資料を元に京都府作成

※ 1 東京都 () 書きは、市町村税相当分を除いたもの

※ 2、3 大阪府、富山県は、資本金等の額に応じて超過課税が変動。また、大阪府は資本金等の額1,000万円以下の法人は標準税率。

※ 4 どの都道府県も特別法人事業税導入前（～H30）の標準税率の5%相当としている

※ 5 法人 2 税における超過課税の占める割合（R5決算ベース）については、地方財政状況調査（決算統計）を元に作成

京都府豊かな森を育てる府民税の課税方式に係る検討

方針案 1（事務局案）		方針案 2		方針案 3	
現行どおり （個人のみに課税）					
課税対象	現行どおり 既存税制への超過課税 〔個人府民税「均等割」への上乗せ〕		既存税制への超過課税 個人府民税「所得割」への上乗せ		個人に一律課税を行う 「法定外目的税」を新たに創設
	方式		方式		方式
評価項目	特徴		特徴		特徴
	個人が等しく負担する均等割に上乗せ ・府民が平等に負担し、森林の多面的機能の維持・増進を図る		個人の所得に応じて負担する所得割に上乗せ ・府民が担税力に応じて負担し、森林の多面的機能の維持・増進を図る		個人府民税の納税義務者に課税 ・府民が平等に負担し、森林の多面的機能の維持・増進を図る
	負担の公平性		負担の公平性		負担の公平性
府民理解		府民理解		府民理解	
徴収コスト		徴収コスト		徴収コスト	

他県等の森林整備等に係る課税の考え方について

・個人・法人ともに徴収している「滋賀県」、個人のみから徴収している「神奈川県」、「国の森林環境譲与税」について、課税の仕組みの考え方を調査

徴収団体名	滋賀県	神奈川県	国
名称(導入時期)	琵琶湖森林づくり県民税(H18～)	水源環境保全税(H19～)	森林環境税(R6～)
徴収対象	個人及び法人 個人：800円 法人：均等割額の11%増	個人 個人均等割：300円/年、所得割への上乗せ（0.025%）	個人 個人住民税均等割の枠組みにより 1,000円
税額等	○「新たな森林づくりに必要な費用については、 <u>森林の持つ公益的機能から計り知れない恵みを享受している全ての県民が、共同して等しく負担</u> していくことが必要と考えます。」 ○「県民税均等割は『地域社会の費用を県民が広く負担する』という性格を持っており、新たな視点、に立った森林づくりのために必要な費用を、県民全体が等しく負担するという導入の趣旨にも合致するものです。」	○「森林は、土砂流出防止機能など、極めて広範囲にわたる公益的機能を有している。したがって、 <u>森林からの受益の程度を測る基準も広範囲とならざるを得ず、そのため費用負担のあり方としては、全ての住民が「均等」に負担する方法が望ましい。</u> 」 ○「施策目的は、自然環境の中でも「水循環機能」に焦点をあてた水源環境の保全である。したがって、水源環境からの受益の程度を測る基準としては、水の使用量が相応しく、費用負担のあり方としても、水の使用量に比例した負担が望ましい。（水道使用量と個人所得には正の相関がある。）」 ○「 <u>法人に対しては、既に法人二税への超過課税と法定外普通税（現在は廃止）の課税が行われており、法人への更なる超過の負担を求めることは実際上困難であったこと</u> が、法人を課税対象から外した理由とされている。」	○「 <u>森林整備等による効果が国民に広く及ぶものであること</u> を踏まえて、必要な負担を国民一人一人が広く等しく分任することが望ましい。 この点、 <u>個人住民税均等割は、必要な費用について、住民が等しく負担を分かち合うものであり、コンセプトに最も合致するものである。</u> 」 ○「法人に関しては、 <u>産業界は</u> これまでも自主行動計画の枠組みの中で、温室効果ガスの排出削減を実現するとともに、 <u>地球温暖化対策のための税（石油石炭税の上乗せ措置）を負担しており、地球温暖化防止への取組に貢献していると考えられること等を勘案し、森林環境税（仮称）によって更なる負担は求めないこととすることが妥当</u> 」
課税の仕組みの考え方 (各県で公表されている超過課税に係る検討会の資料等を参考)			
充当施策	環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策	水源環境保全施策	森林の整備の促進に関する施策

【参考】法人に対する超過課税の実施状況

徴収方法	法人県民税の法人税割、均等割	法人県民税の法人税割、法人事業税
税額等	法人税割：0.8%(本則税率1.0%) 均等割：均等割額の11%増※	法人税割：0.8%(本則税率1.0%) 法人事業税：標準税率の5%相当額
法人超過課税の充当施策	指定なし（税収が減少する中で、自主財源の充実強化を図りつつ、本県経済の発展を期す）	地震防災対策の強化、地域経済の活性化

各都道府県における超過課税に係る資料や担当者への聞き取りなどの他、各県HPを参考に京都府が作成

※琵琶湖森林づくり県民税として徴収

- 京都府豊かな森を育てる府民税 市町村交付金の取り扱いについて
- 国の森林環境譲与税との役割分担について

1 現状・背景

- 「京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金（以下、市町村交付金という）」の概要
 - ・ 交付金額：200,000 千円（交付対象：全市町村）
 - ・ 配分方法：100 万円（定額）に、
納税義務者数割（1/3）＋ 森林面積割（1/3）＋ 人口割（1/3）
により按分した額を加えて算出し、一律交付

2 第 1 回会議での意見（抜粋）

<市町村交付金の取扱いについて>

- ▶ 森林の少ない市町村における木材利用など、譲与税と使途が重複するのが課題である。
- ▶ 市町村ごとに状況が異なる。一律配分をどうするのかというのは論点だと考える。
申請制・希望制などへの見直しの検討が必要
- ▶ 創設時から交付金制度をめぐる状況の変化を踏まえた検討が必要。今のニーズを踏まえて検討し、交付金の活用方法に課題があるのであれば、見直しの検討が必要

<森林環境譲与税との役割分担について>

- ▶ 役割分担に係る議論を明確にするため、府民税、譲与税の各使途を細分化した資料が必要
- ▶ 徴収の方式が同じであり、府民にはどちらかの税だけでよいのではないかという認識はあると思うので、府民に対する分かりやすい説明が必要
- ▶ 市町村において、府民税が必要なのか、こういった施策に活用するのか整理が必要

3 市町村意見交換会の意見（抜粋）

<市町村交付金の取扱いについて>

- ▶ 継続は希望したい。大きく減額・廃止されると事業が展開できなくなる。
- ▶ 里山林での防災減災対策の要望が多く、制度の継続は大前提でお願いしたい。
- ▶ 必要とされる自治体に必要な額が配分される制度は一つの方法と考える。

<森林環境譲与税との役割分担について>

- ▶ 役割分担が整理できている市町村がある一方で、山林が少ない市町村では役割分担に苦慮していると認識

4 今後の方向性

(1) 府内市町村の両税の活用状況及び他県の市町村交付金制度の見直し状況

①府内市町村における両税の活用状況（資料4－1）

②他県の市町村交付金制度等の見直し状況 ※詳細は、資料4－3

・類似性のある7県の調査を行い、そのうち2県が見直し、1県が見直し検討中

県 名	見直し状況		理 由
長野県、岡山県	見直し	役割分担のため、 <u>一律交付の廃止、使途を限定</u>	両税の役割分担を明確にするため (有識者会議での意見を踏まえた見直し)
山形県、三重県、広島県	継続	役割分担を整理した上で、 <u>一律交付＋提案方式を継続</u>	市町村の要望・ニーズ等を踏まえて、市町村交付金を継続
群馬県		役割分担を整理した上で、 <u>提案方式を継続</u>	
福島県	検討中	譲与税事業の推進等に伴い、 <u>交付方法の見直しを検討中</u>	市町村の独自性を持った取組を柔軟に支援していくため

(2) 次期府民税の方向性案

・市町村の活用実態等を踏まえて、市町村交付金及び両税の役割分担について、別添のとおり整理（資料4－2）

⇒市町村交付金の配分方法について、市町村のニーズを踏まえて、効果的な配分と
するため、提案方式に見直すことが適当

また、活用使途について、府が推進する重点的な使途へ限定することが適当

⇒両税の役割分担については、

府民税：防災対策及び建築物の木造・木質化に重点的に活用

（京都府：府全域にまたがる取組
市町村：市町村独自のきめ細やかな取組）

譲与税：森林経営管理法に基づく森林の整備に重点的に活用

（府は、市町村の取組への支援）

することを基本方針とし、

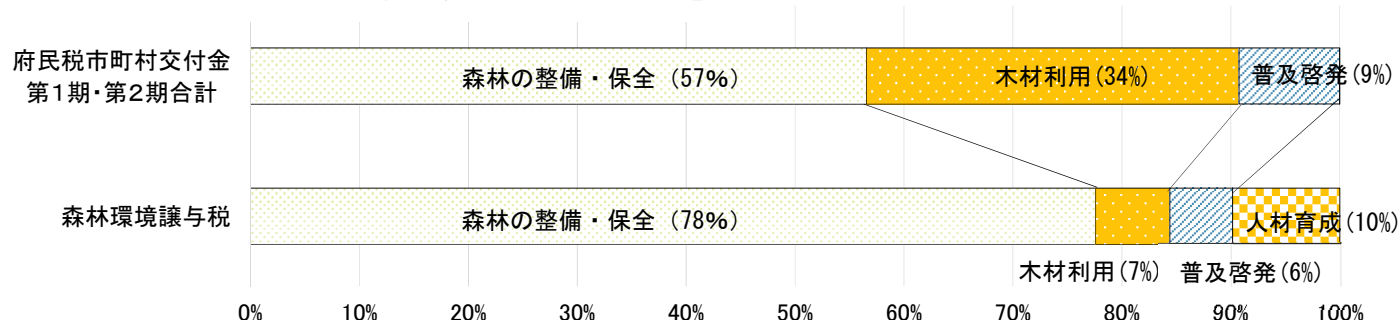
府民の理解が得られるよう、京都府及び市町村において、それぞれ同じ使途に活用しないよう、活用使途を整理することが適当

府民税市町村交付金と森林環境譲与税の活用状況

使 途	府民税 市町村交付金				森林環境譲与税		使途の重複状況 (第2期以降)
	第1期		第2期		R1～R5		
	市町村数	事業費割合	市町村数	事業費割合	市町村数	事業費割合	
1 森林の整備・保全	23	57%	22	56%	24	78%	
(1) 防災減災対策	13	12%	18	25%	7	2%	6
(2) 森林経営管理制度の推進	0	0%	0	0%	20	62%	0
(3) 人工林の適正な管理（森林経営管理制度以外）	9	7%	3	3%	7	5%	0
(4)路網の整備（林道の改良等）、搬出支援	12	25%	8	23%	10	7%	4
(5) 天然林、里山林、竹林の適正な管理	16	12%	6	5%	5	1%	3
(6) その他（Jクレジットに係る調査等）	0	0%	0	0%	2	0%	0
2 森林資源の循環利用（木材利用）	24	35%	16	32%	10	7%	
(7) 木造建築物の整備等（建物の木造・木質化）、 木製品の導入支援、地域材のPR等	24	27%	15	30%	8	5%	5
(8) 木質バイオマスの利用推進	5	3%	3	2%	4	2%	1
(9) その他（木材需給調査等）	2	5%	0	0%	2	0%	0
3 森林の重要性の啓発	14	8%	11	12%	11	6%	
(10) イベント等の開催（森林整備体験、木工教室等）	10	2%	7	5%	3	0%	2
(11)普及啓発資材（木製玩具等）の作成及び配布	2	0%	1	0%	4	3%	1
(12) ボランティア等多様な団体への支援・養成	7	1%	4	2%	4	0%	1
(13) 特用林産物等の普及・生産強化に向けた支援	4	4%	3	3%	1	0%	1
(14) その他（森林施策に係る計画の策定等）	1	0%	1	2%	2	2%	0
4 人材育成					7	10%	
(15)林業の担い手の確保・育成					6	9%	0
(16)市町村の執行体制整備					1	0%	0

※本資料は、国への報告内容や公表資料、実績報告書等を参考に京都府が独自に区分し集計したもの

【府民税市町村交付金と森林環境譲与税の活用用途】



府民税市町村交付金事業と森林環境譲与税の使途重複の状況について

■同一の事業目的・事業内容へ充当している主な事例（実施箇所は異なる）

市町村	使 途	充当事業
		府民税市町村交付金・森林環境譲与税
A	(1)防災減災対策	松くい虫被害対策
B	(1)防災減災対策	放置竹林整備
C	(4)路網の整備	林道の長寿命化・維持修繕
D	(9)イベントの開催等	木工教室の開催

■類似する事業目的・事業内容へ充当している主な事例

市町村	使 途	充当事業	
		府民税市町村交付金	森林環境譲与税
E	(1)防災減災対策	風倒木の伐倒処理	風倒木処理跡地の下刈り
F	(5)天然林、里山林、竹林の適正な管理	竹林における作業道・散策道の整備	ボランティアによる竹林整備
G	(7) 木造公共建築物の整備等、木製品の導入支援	こども園や小学校等の木質化	まちの駅、バスの待合所、子育て支援センター等の木質化
H	(7) 木造公共建築物の整備等、木製品の導入支援	幼稚園、保育園、こども園の木質化	小学校、中学校の木質化
I	(8)木質バイオマス利用推進	広葉樹の未利用材の搬出・利用促進のため、林地残材(広葉樹)搬出費用を支援	林地残材の搬出促進及び災害の未然防止のため、木質バイオマス燃料となる林地残材(針葉樹)の搬出費用を支援

■同一の分野の中で活用使途を区別して充当している事例

市町村	分野	使 途	充当事業	
			府民税市町村交付金	森林環境譲与税
J	森林の整備・保全	(1)防災減災対策	風倒木の処理	
		(4)路網の整備・搬出支援		被災した路網の補修
K	森林の整備・保全	(3)人工林の適正な管理	保育施業に対する支援	
		(4)路網の整備・搬出支援		搬出木材の運搬経費に対する支援
M	森林の重要性の啓発	(9)イベントの開催等	住民参加型森林環境学習会の開催	
		(10) 普及啓発物(木製玩具等)の配布		出生が確認された家庭へ対し、木製品の贈呈

各使途の事例等

使途		事例等
1 森林の整備・保全		
(1)	防災減災対策	・風倒木の処理、風倒木処理跡地の植栽・保育等 ・危険木の撤去 ・治山施設の流末処理 ・防災対策としての竹林・里山林の整備 ・松くい虫被害木の処理 ・下層植生の保護 等
(2)	森林経営管理制度の推進	・森林経営管理制度に係る取組全般
(3)	人工林の整備 (森林経営管理制度以外)	・私有林の間伐、除伐等の森林整備（支援を含む） ・保育施業に対する支援 ・林業機械等の購入支援 ・国庫補助への上乗せ補助 ・主伐、再造林の推進に係る取組 ・公有林の管理 等
(4)	路網の整備（林道の改良等） 搬出への支援	・被災した林道、作業道の災害復旧、災害に強い林道への改良 ・林道の機能向上、長寿命化等 ・作業道の開設・補修等 ・搬出間伐を推進するための運搬補助 等
(5)	天然林、里山林、竹林の整備	・竹林、里山林の整備 ・ボランティア等による竹林、里山林の整備 ・竹林、里山林整備のための機材の購入費、維持管理費 ・天然林の整備 等
(6)	その他	・Jクレジット創出に向けた調査 等
2 森林資源の循環利用（木材利用）		
(7)	木造建築物の整備等 (建物の木造・木質化) 木製品の導入、地域材のPR等	・建築物（※）の木造・木質化・木製品導入 ※公共建築物、民間施設、幼児教育施設（幼稚園、保育園等）、小学校、中学校、公園、広場、住宅、名所旧跡等 ・地域材の利用促進に向けたPR、情報発信、認証制度の運用 等
(8)	木質バイオマス利用推進	・バイオマス発電設備の購入等に係る支援 ・林地残材のバイオマスへの活用のための搬出支援 ・林地残材の有効活用のための経費補助 等
(9)	その他	・新規需要開拓に向けた調査 等
3 森林の重要性の啓発		
(10)	イベント等の開催	・普及啓発イベント（※）の開催（支援を含む） ※森林環境教育、木育、木工教室、研修会、体験型イベント 等
(11)	普及啓発資材(木製玩具等)・資料の作成	・普及啓発資材(※)・資料の作成及び配布 等 ※木製玩具、木製品、チラシ、パンフレット等
(12)	ボランティア等、多様な団体への支援	・森林ボランティア団体、緑の少年団等への活動支援 ・森林ボランティア等の養成（研修会の開催等） 等
(13)	特用林産物の普及、基盤整備	・特用林産物の生産に係る環境整備・基盤整備等への支援 ・特用林産物関係団体に対する活動支援 ・特用林産物の普及啓発 等
(14)	その他	・ビジョンや森林づくり計画の作成、調査 等
4 人材育成		
(15)	林業の担い手確保・育成	・担い手確保・育成に向けた取組全般
(16)	市町村の執行体制整備	・林政アドバイザーの雇用 等

		方針案 1（事務局案）		方針案 2		方針案 3	
府民税 使 途		現行どおり 「①森林の整備及び保全(森林整備)」 「②森林資源の循環利用(木材利用促進)」 「③森林の多様な重要性について府民の理解を深める取組(普及啓発)」 に資する取組に活用					
市町村 交付金	配分の 考え方	市町村による提案方式に見直し ✚ 「府が推進する重点的な取組」に使途を限定 〔 重点的な取組：「防災対策」「建築物の木造・木質化等」〕 第 2 期実績：約113, 000千円		廃 止		現行どおり （配分基準に基づき、全市町村に一律交付）	
	背 景	配分方法	・一部の市町村で、交付金額に過不足感あり ・一律交付により、役割分担に係る説明に苦慮していることから、交付を希望する市町村が、 <u>役割分担を図った上で提案する方式に見直し</u>	・市町村における <u>両税の使途の重複を回避</u> ・「納税者の理解を得るには、使途が重複しないよう市町村交付金については廃止も含めまして、そのあり方を <u>整理する必要がある</u> 」 （H30年12月定例会代表質問 知事答弁）		・市町村の実情に応じたきめ細かな取組が展開されるよう、 <u>自由度、配分額が高い制度として創設された経緯を尊重</u> 〔※配分基準 100万円（定額）に、納税義務者数割(1/3)+ 森林面積割(1/3)+ 人口割(1/3) により按分した額を加えて算出〕	
両税の活用方針・使途・役割分担		府民税		譲与税			
	京都府	■活用方針：府全域にまたがる広域的な取組に活用 ■活用使途： ①森林整備：「 <u>防災対策（重点）</u> 」 ②木材利用：「 <u>建築物の木造・木質化（重点）</u> 」 ③普及啓発：府全域にまたがる広域的な取組		■活用方針：森林経営管理法に基づく市町村の取組への支援に活用 ■活用使途： ①森林整備：「 <u>市町村支援（重点）</u> 」 ④人材育成：府全域にまたがる広域的な取組			
	市町村	〔 京都府が定める重点的な使途に沿って実施される 市町村独自のきめ細かな取組に活用 〕		■活用方針：森林経営管理法に基づく森林の整備と その他の市町村の実情に応じた取組に活用 ■活用使途： ①森林整備：「 <u>森林経営管理法に基づく森林の整備（重点）</u> 」 ②木材利用： ③普及啓発： ④人材育成： } 市町村の実情に応じた取組に活用			
	分役割 担割	細分化した両税の活用使途（資料 3－1）が重複しないように、役割分担を図ることとする					
市町村における 役割分担	市町村が役割分担を図った上で提案 交付を希望する市町村が、役割分担を図った上で提案 〔 使途は、「防災対策」「建築物の木造・木質化等」に限定 〕		役割分担不要 市町村交付金は廃止 （市町村の財源は森林環境譲与税のみ）		役割分担が必要 現行のとおり、役割分担が必要 〔 役割分担に係る説明に苦慮している市町村にも 一律交付されるため、使途が重複する可能性 〕		
メリット （○）	○市町村の <u>ニーズに応じた効果的な配分が可能</u> ○府の重点的な取組について、府と市町村により、 <u>府域全体を網羅的に推進していくことが可能</u> ○市町村への配分残額については、 <u>府が実施する広域的な取組の充実化に活用</u>		○市町村における <u>両税の役割分担が不要</u> ○廃止した市町村交付金200, 000千円を活用し、 <u>府が実施する広域的な取組を充実</u>		○ <u>市町村の実情に応じたきめ細かな取組の充実</u>		
懸案事項 （▲）	▲府において提案内容(配分額や使途)の妥当性に係る審査が必要 ▲ <u>市町村の府民税創設時からの情勢変化への理解</u> ▲府民税市町村交付金の使途限定により、 <u>市町村によっては役割分担の見直し等の検討が必要</u>		▲自由度が高く、 <u>市町村の実情に応じたきめ細かな取組に対する財源が減少</u> ▲ <u>市町村の府民税創設時からの情勢変化への理解</u>		▲市町村によっては <u>譲与税との使途が重複</u> するため、 <u>両税の役割分担が必要</u> ▲ <u>9割の市町村が両税の役割分担が必要</u> と認識 ▲一部の市町村では、交付金に過不足感が出るなど、 <u>ニーズに応じた柔軟な対応が不可</u>		

超過課税の市町村交付金等を実施する他府県の状況について

1 調査対象：超過課税導入済みの都道府県のうち、一定自由度のある市町村への交付金制度の実施が確認できた県

2 市町村交付金等を実施する他府県の状況

まとめ 市町村交付金を採用している他県（7 県）の状況について、以下 3 つに分類
①森林環境譲与税との役割分担を整理した結果、一律交付の廃止や使途の限定を実施（長野県、岡山県）
②役割分担を整理した上で、市町村交付金を継続（山形県、三重県、広島県、群馬県）
③森林環境譲与税の譲与、市町村による取組に差があることに鑑み、制度の見直し検討中（福島県）

分類	都道府県	市町村交付金等				役割分担		
		一律交付 ^{※2}	提案型 ^{※3}	使途	近年の継続・廃止に係る経緯	整理年度	超過課税	森林環境譲与税
① 役割分担のため 一律交付の廃止 使途を限定	長野県	× 延長時(R4) に廃止	○ 延長時(R5) に創設	(廃止前)森林に関する各地域の様々な課題解決のための国庫補助等の既存施策の対象とならない市町村の取組 ⇒・ <u>ライフライン対策</u> ・ <u>緩衝帯整備</u> ・ <u>観光地の景観管理に係る整備</u> ・ <u>病害虫による枯損木のバイオマス利用</u>	【役割分担のため一律交付を廃止】 有識者会議の「（目的が明確でないため）説明責任を果たせるよう制度を改善」と指摘された問題点に対応するため、両税の役割分担を整理をした上で、R5年度延長時に「一律交付を廃止し、これまで実施してきた中でニーズが高かった取組をメニュー化(4メニュー)」に見直し	R4	・全県で政策的・先進的に取り組むべき施策、森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策 ・県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策	・これまで森林所有者による手入れがされてこなかった森林の管理を持続的に進めることに主に活用
	岡山県		○ 延長時に(R6) 使途限定	(使途限定前)市町村提案による地域における課題に対応した多様な森づくり ⇒ <u>森林保全の取組</u>	【役割分担のため使途限定】 有識者会議(R5)において両税の使途の整理を行うよう指摘があり、令和6年度から使途を限定し、森林保全の取組に対する支援とした	R5	・森林保全に係る広域的な取組	・市町村独自の取組
② 役割分担を整理し市町村交付金を継続	山形県	○	○	●基本的な使途 ・豊かな森づくり活動 ・自然環境保全活動 ・森や自然とのふれあい活動 ・木に親しむ環境づくり 【一律交付】里山アクションプラン ^{※4} に基づき実施される事業 【提 案 型】市町村がニーズ等に対応して実施する事業	【役割分担を整理し継続】 有識者会議(R3)での意見なども踏まえ、譲与税との役割分担を整理した上で現取組を変更せずに継続	R3	・経営管理権が未設定箇所の森林整備 ・里山林整備 ・森林資源利用 ・普及啓発	・経営管理権を設定する森林での市町村による公的管理
	三重県	○	○	【一律交付】・土砂や流木による被害を出さない森林づくり ・暮らしに身近な森林づくり ・森を育む人づくり ・森と人とをつなぐ学びの場づくり ・地域の身近な水や緑の環境づくり 【提 案 枠】・上記のうち県と市町が連携して取り組む事業 ・上記のうち県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採（重点枠）	【役割分担を整理し継続】 （市町村から継続の要望あり） 外部有識者会議(R5)で制度の見直しについて議論を行い、基本的に同様の内容で継続した R1より一律交付と提案型の割合を「3：1」⇒「2：1」に変更し、一律交付を縮小し、提案型の重点枠を創設	H30	・森林整備（防災） ・人材育成（ボランティア、森林教育） ・普及啓発	・手入れ不足の人工林整備（森林経営管理制度） ・人材育成（林業事業体） ・木材利用
	広島県	○	○	【一律交付】・里山林における環境改善・防災・鳥獣害対策等を目的とした森林整備 ・森林保全活動団体、地域住民団体の育成 ・森林・林業体験活動、木育活動 【提 案 型】・里山林の課題解決を推進するため市町作成の整備方針に基づき行う整備	【役割分担を整理し継続】 県民アンケート等の結果を踏まえながら、今後の必要性を検討(R3)し、継続とした	H30	・所有者の施業意思がある人工林の整備 ・里山林の整備 ・地域団体の活動支援 ・住宅等の県産材利用促進 ・普及啓発	・所有者の施業意思がない人工林の整備 ・森林整備の担い手(林業経営体等)の育成 ・公共建築物等の木材利用を通じた普及啓発
	群馬県		○	【提案型】・荒廃した里山・平地林の整備 ・貴重な自然環境の保護・保全 ・森林環境教育・普及啓発 ・森林の公有林化 ・独自提案事業(税の趣旨・目的に適合するもの)	【役割分担を整理し継続】 （市町村から継続の要望あり） 有識者会議(R4)での意見なども踏まえ、譲与税との役割分担を整理した上で現取組を変更せずに継続	R4	・条件不利地森林整備 ・里山平地林の整備 ・普及啓発 ・貴重な自然環境の保護・保全等	・森林の経営管理（所有者調査、境界画定等） ・木材利用の推進
③ 見直しを検討中	福島県	○	○	【一律交付】・県民参画の推進 ・森林の適正管理の推進 ・森林環境学習の推進 ・森林整備の推進 【提 案 型】・県産材利用の推進 ・木質バイオマスの利活用の推進 等	【令和8年度以降のあり方を検討中】 ^{※R7} で課税期間が終了中間とりまとめ（R6県森林審議会）「市町村によって取組に差が出ている。森林環境譲与税を活用した取組が進められている状況を踏まえると、これまでの交付金事業を見直して、…市町村が求める独自性を持った取組を柔軟に支援することが必要」	R2	・水源区域内等の、荒廃が心配され、森林所有者が自ら管理する森林での森林整備 ※木材利用・普及啓発は両財源による取組の調整を図る。	・森林所有者での管理が困難で市町村が管理する森林での森林整備 ・人材育成 ※木材利用・普及啓発は両財源による取組の調整を図る。

※1 本内容は各県公表資料から京都府が作成し、役割分担は、各県公表資料から京都府において整理
※2 県から市町村に対して一律交付する交付金を指す
※3 市町村の申請に対し、県が審査し、交付する交付金等を指す
※4 里山地域の活性化を図るため、地域の課題や特性を踏まえた、地域住民との協同による森づくり等の5年間の活動計画